

懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたので、公表します。

記

1 被処分者

- (1) 所属名及び職名：前福祉事務所 主幹
- (2) 処分内容：減給 10 分の 1（6 カ月）

2 処分年月日

令和 6 年 12 月 16 日

3 処分事由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

4 事案の概要

令和 4 年度から令和 5 年度までの間、複数の被保護者に係る生活保護費の支給認定に必要な事務手続きを怠り、支給すべき生活保護費のうち計 895,795 円の支払いが遅滞する事態を発生させたもの。

また、平成 27 年度から平成 28 年度までの間、年金支給に係る必要な事務手続きを怠り、支給すべき年金のうち計 26,378 円の支払いが遅滞する事態を発生させたもの。

5 関係者の処分

生活保護に係る事案発生当時、管理監督する立場にあった福祉事務所長 1 名、所長補佐 1 名、係長 1 名を訓告処分とした。併せて、年金に係る事案発生当時、管理監督する立場にあった係長 1 名を嚴重注意処分とした。